

## 個人情報取扱規定

### (目的)

第1条 日本自殺総合対策学会（以下「学会」という。）が収集する個人情報の種類、その収集・利用、第三者提供、開示・訂正・追加・削除及び保有期間については、この規定に定めるところにより取扱う。

### (直接収集)

第2条 学会は、入会申込書（別紙1）、連絡用紙（別紙2）、会員情報変更ホームページ（別紙3）、及び倫理審査委員会の諸規定に基づき、または、大会事務局が別に定める場合に個人情報を直接収集する。

### (間接収集)

第3条 学会は、金融機関からの会費振込通知により、個人情報を間接収集する。

### (利用目的)

第4条 収集する個人情報は、次の目的に利用する。

入会申込書、連絡用紙及び会員情報変更ホームページ会員データベースの作成更新、会費の請求、会誌等の送付、理事会、代議員会及び委員会等の開催通知その他の連絡、会員名簿の作成、退会処理、定期刊行物の編集及び発行

### (第三者提供)

第5条 学会は、法令の定めによる場合及び個別に同意を得た場合以外には個人情報の第三者提供を行わない。

### (開示・訂正・追加・削除)

第6条 学会は、会員、会員になろうとする者もしくは退会者から、当該本人に関する個人情報の開示、訂正、追加及び削除（以下「開示等」という。）を求められた場合には、遅滞なく開示等を行う。

### (保有期間)

第7条 学会が保有する個人情報の保有期間は次のとおりとし、期間経過後遅滞なく廃棄する。

- 1 入会申込書 1年
- 2 連絡用紙 1年
- 3 大会事務局が別に定める場合 大会開催年度内
- 4 会員データベース 退会后 10年
- 5 金融機関からの会費振込通知 1年

(個人情報の破棄)

第8条 本規定施行の際学会が保有する個人情報については、保有期間を経過したものについては直ちに廃棄する。

(規定の改廃)

第9条 本規定の改廃は理事会の議を経て実施し、本学会の定期刊行物に掲載する。

附則

1 本規定は令和2年12月16日より施行する。